

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平群町は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する事を含めて契約を締結している。

評価実施機関名

平群町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>平群町(以下「町」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障する為には、町の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、町における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、町において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成。</p> <p>(2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正</p> <p>(3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置</p> <p>(4)転入届に基づく住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p> <p>(5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>(6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知</p> <p>(7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会</p> <p>(8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更</p> <p>(9)個人番号の通知および個人番号カードの交付</p> <p>(10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令第35条により機構に対し事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別する為の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢>
		<ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民生活課
②所属長の役職名	住民生活課長
6. 他の評価実施機関	
一	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務防災課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民生活課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	1. 特定個人情報を取り扱う事務一・二事務の概要	なお、(9)の個人番号の通知および個人番号の利用等に関する事務については、当該事務に係る特定の個人を識別するための番号が含まれる場合、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務の一部のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)。	なお、(9)の個人番号の通知および個人番号の利用等に関する事務については、当該事務に係る特定の個人を識別するための番号が含まれる場合、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務の一部のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)。	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	1. 特定個人情報をとり扱う事務一・三システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住民基本台帳システム」といふ。)	既存住民基本台帳システム(以下「既存住民基本台帳システム」といふ)、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	2. 特定個人情報ファイル名	住民基本台帳ファイル	住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、交付先情報ファイル	事後	見直しによる追記
平成29年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第1の(個人番号の通知)に係る事務については、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する場合)(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120番項) (別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第1の(個人番号の通知)に係る事務については、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する場合)(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120番項) (別表第二における情報照会の根拠)	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	5. 評議実施機関における相談窓口	住民生活課長	住民生活課長 中山 九郎	事後	
平成29年8月31日	7. 特定個人情報の取扱い 正・利用停止請求	平群町長 絶器防災課	平群町長 絶器防災課	事後	見直しによる内容変更
平成29年8月31日	II. まちづくり利害関係者への情報提供 II. まちづくり利害関係者への情報提供 II. まちづくり利害関係者への情報提供 II. まちづくり利害関係者への情報提供 II. まちづくり利害関係者への情報提供 II. まちづくり利害関係者への情報提供	平群町 総務防災課 住民生活課 平成29年8月31日時点 平成29年8月31日時点 平成29年8月31日時点 平成29年8月31日時点	平群町 総務防災課 住民生活課 平成29年8月31日時点 平成29年8月31日時点 平成29年8月31日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	1. 特定個人情報をとり扱う事務一・三システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住民基本台帳システム」といふ)、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内組合登録システム、中間サークル、既存住民登録システム、証明書コンビニ交付システム	既存住民基本台帳システム(以下「既存住民基本台帳システム」といふ)、住民基本台帳ネットワークシステム、団体内組合登録システム、中間サークル、既存住民登録システム、証明書コンビニ交付システム	事後	見直しによる追記
令和1年6月1日	5. 評議実施機関における相談窓口	住民生活課長 中村 久啓	住民生活課長	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	II. まちづくり利害関係項目に対する対象人 数=いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	II. まちづくり利害関係項目に対する対象人 数=いつ時点の計数か	平成29年8月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しによる内容変更
令和1年6月1日	IV. リスク分析	—	新規件によるリスク対策の進捗状況	事後	新規件によるリスク対策の進捗状況
令和3年9月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務一・二事務の概要	なお、(9)の個人番号の通知および個人番号の利用等に関する事務については、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)。	なお、(9)の個人番号の通知および個人番号の利用等に関する事務については、当該事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定の個人を識別するための番号の利用等に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)。	事後	法改正
令和3年9月1日	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年5月25日法律第17号)(成25年5月1日法律第28号施行)の規定による登録(登録料)	-第1条(住民登録と登録の届け出) -第2条(登録の届け出の方法) -第3条(登録の届け出の手続) -第4条(登録の登録事項) -第5条(登録の登録事項) -第6条(登録の登録事項) -第7条(登録の登録事項) -第8条(登録の登録事項) -第9条(登録の登録事項) -第10条(登録の登録事項) -第11条(登録の登録事項) -第12条(登録の登録事項) -第13条(登録の登録事項) -第14条(登録の登録事項) -第15条(登録の登録事項) -第16条(登録の登録事項) -第17条(登録の登録事項) -第18条(登録の登録事項) -第19条(登録の登録事項) -第20条(登録の登録事項) -第21条(登録の登録事項) -第22条(登録の登録事項) -第23条(登録の登録事項) -第24条(登録の登録事項) -第25条(登録の登録事項) -第26条(登録の登録事項) -第27条(登録の登録事項) -第28条(登録の登録事項) -第29条(登録の登録事項) -第30条(登録の登録事項) -第31条(登録の登録事項) -第32条(登録の登録事項) -第33条(登録の登録事項) -第34条(登録の登録事項) -第35条(登録の登録事項) -第36条(登録の登録事項) -第37条(登録の登録事項) -第38条(登録の登録事項) -第39条(登録の登録事項) -第40条(登録の登録事項) -第41条(登録の登録事項) -第42条(登録の登録事項) -第43条(登録の登録事項) -第44条(登録の登録事項) -第45条(登録の登録事項) -第46条(登録の登録事項) -第47条(登録の登録事項) -第48条(登録の登録事項) -第49条(登録の登録事項) -第50条(登録の登録事項) -第51条(登録の登録事項) -第52条(登録の登録事項) -第53条(登録の登録事項) -第54条(登録の登録事項) -第55条(登録の登録事項) -第56条(登録の登録事項) -第57条(登録の登録事項) -第58条(登録の登録事項) -第59条(登録の登録事項) -第60条(登録の登録事項) -第61条(登録の登録事項) -第62条(登録の登録事項) -第63条(登録の登録事項) -第64条(登録の登録事項) -第65条(登録の登録事項) -第66条(登録の登録事項) -第67条(登録の登録事項) -第68条(登録の登録事項) -第69条(登録の登録事項) -第70条(登録の登録事項) -第71条(登録の登録事項) -第72条(登録の登録事項) -第73条(登録の登録事項) -第74条(登録の登録事項) -第75条(登録の登録事項) -第76条(登録の登録事項) -第77条(登録の登録事項) -第78条(登録の登録事項) -第79条(登録の登録事項) -第80条(登録の登録事項) -第81条(登録の登録事項) -第82条(登録の登録事項) -第83条(登録の登録事項) -第84条(登録の登録事項) -第85条(登録の登録事項) -第86条(登録の登録事項) -第87条(登録の登録事項) -第88条(登録の登録事項) -第89条(登録の登録事項) -第90条(登録の登録事項) -第91条(登録の登録事項) -第92条(登録の登録事項) -第93条(登録の登録事項) -第94条(登録の登録事項) -第95条(登録の登録事項) -第96条(登録の登録事項) -第97条(登録の登録事項) -第98条(登録の登録事項) -第99条(登録の登録事項) -第100条(登録の登録事項) -第101条(登録の登録事項) -第102条(登録の登録事項) -第103条(登録の登録事項) -第104条(登録の登録事項) -第105条(登録の登録事項) -第106条(登録の登録事項) -第107条(登録の登録事項) -第108条(登録の登録事項) -第109条(登録の登録事項) -第110条(登録の登録事項) -第111条(登録の登録事項) -第112条(登録の登録事項) -第113条(登録の登録事項) -第114条(登録の登録事項) -第115条(登録の登録事項) -第116条(登録の登録事項) -第117条(登録の登録事項) -第118条(登録の登録事項) -第119条(登録の登録事項) -第120条(登録の登録事項)	事後		
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上 の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) 第1の(個人番号の通知)に係る事務のうち、(住民登録)(個人番号の通知)に係る事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) (別表第二における情報提供の根拠) 第1の(個人番号の通知)に係る事務のうち、(住民登録)(個人番号の通知)に係る事務に付し情報提供カード(クレジットカードによる特定個人情報の提供に関する事務のうち、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを活用する)	事後		
令和3年9月1日	II. まちづくり利害関係項目に対する対象人 数=いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	
令和3年9月1日	II. まちづくり利害関係項目に対する対象人 数=いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日	事後	